

福島県環境審議会 第2部会議事録

(平成17年9月6日)

司会（生活環境部小檜山企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会第2部会を開会いたします。

審議に入ります前に、福島県農業会議からの推薦で就任いただいた、山ノ内健壽氏から辞任の申し出があったことから、現在、後任者の任命手続中でありますことをお知らせします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、審議に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、引地部会長に議長をお願いすることとします。

議長（引地部会長）

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして御礼を申し上げます。本日、御審議いただきますのは、7月29日に諮問があり、第2部会に付託されました「福島県廃棄物処理計画の見直し」についてであります。

昨年は循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税のあり方について審議して、知事に答申させていただきました。今回は一般廃棄物と産業廃棄物の処理計画の見直しについて、委員の皆様には活発な御意見、御提言をお願いいたします。

なお、台風が接近しており、遠方からおいでの方は、心配されていると思いますので、予定の時間には終了させたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、始めに議事録署名人を選出いたします。私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし。）

それでは、異議がないようですので、議事録署名人として、新妻香織委員と堀金洋子委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

さっそく議事に入りますが、本日の審議の進め方でございますが、廃棄物処理計画は、一般廃棄物と産業廃棄物の2つの種類の廃棄物を対象としておりますので、まずそれぞれについての説明を30分程度ずつ受け、そのあと、若干の休憩をはさんで、それぞれの検討をお願いするというようにしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（一般廃棄物対策グループ渡辺参事）

一般廃棄物対策グループの渡辺でございます。

私からはお手元の資料の1から3によりまして、一般廃棄物関係につきまして、前回の全体会において委員のみなさまから出されました意見、またそれに対する事務局の対応策、考え方、そして現行の処理計画策定時から現在に至るまでの社会経済情勢等の変化等や廃棄物実態調査を踏まえた見直しの方向、視点等について、ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

なお、資料3-1については、後ほどの産業廃棄物についても同様ですが、素案として示すのではなく、視点・方向を示しています。次回に、本日の御意見等を踏まえて素案を示すということになっておりますので、その点、予めお含みをいただきたいと思います。

で、お願いいたします。

資料3 - 1、資料3 - 2、資料1について説明

資料2により目標達成の主な施策の説明

議長

続きまして、産業廃棄物の方からご説明をお願いします。

事務局（産業廃棄物対策グループ河津参事）

産業廃棄物対策グループの河津でございます。よろしく申し上げます。

私の方からは、資料4、5 - 1、5 - 2によって産業廃棄物関係をご説明いたします。

一般廃棄物と同様に資料4については、後ほどまたふれるということにいたします。

第3章の第1節から第3節につきましては、昨年度実施しました調査結果に基づいて変更してあります。その他については原文のままで、一般廃棄物と同じように視点について記載しております。

資料5 - 1、5 - 2の説明

資料4の説明

議長

一般廃棄物と産業廃棄物について方向性が示された訳ですが、ここで10分程度休憩をとって再開したいと思います。

議長

それでは時間になりましたので、審議を再開します。先程事務局から一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれについて説明がありましたが、まず一般廃棄物関係について審議に入りたいと思います。先程事務局から説明があったように多くの見直しの視点がございまして3つくらいにページで区切りながら進めたいと思います。

それではまず資料の3 - 1の見直しの方角（案）について、1ページから廃棄物処理計画の見直しの趣旨の第1章から第2章の11ページの3の廃棄物に関する課題、次に11ページの第4節の「減量化の目標と方策」から22ページの5節の前までを2つ目の区切りとして、22ページの第5節から最後まで24ページまでこれを3つ目の区切りにしたいと思います。

それでは、まず最初に第1章の1ページから11ページまでのところでご意見等をお願いします。

稲森委員

11ページの「生活排水に関する課題」ということですが、これからの課題というよりも実行すべきアクションプランだと思うんです。その2番目のところで「生活排水処理施設の整備については、・・・必要です。」となっているが、どこの県をみても同じようなことしか書いていない。実は3日間、阿武隈川流域の調査をしてきたんですけども、ダム湖の水源とか、池とか、市街地の中にも池、その他にも湖沼とかいろいろあるわけなん

ですが、アオコが出たりして、いかに汚濁が進んでいるかということなんです。現場をみて感じたことは、猪苗代湖は高度処理浄化槽といったことが書いてあるが、ダム湖の水源とか閉鎖性の池とか、そういったところの流域を抱えるところでは、必ず窒素リンがとれる高度処理型の下水道、農業集落排水、合併浄化槽にしなければ、これやっても何の意味もないと思うんですね。その理由は、くみ取り便所の場合、し尿はし尿処理場にバキュームでもっていきますので、そこでほとんどとれている。その後、水洗化するときに、窒素とリンがとれるシステムを導入しないと、し尿由来というのは生活排水の中でかなりを占めるので、除去できないとそれまで取れていたものがそのまま流域に流れていってしまうことになる。そういった意味で、この表現は窒素とリンがとれる高度処理型というのを、水源、池、閉鎖性のダム湖といった水源で生活排水の対策ということでやらないといくら計画を作っても絵に描いた餅にしかならないと思う。やはり課題といっても課題だけが先行して実行されないという思いがする。そういったところの生活排水の課題ということは窒素リン対策であることを適切に表現しておかないと、福島県のいろんなところの流域対策で禍根を残すことになると思う。既存のものは改善をどうするか、新設のものは対応を進める、ということが必要であると思います。

議長

只今窒素リン対策について、もう少し具体的に「生活排水に関する課題」の中に取り入れられたらどうかと言う意見ですが事務局の方ではいかがでしょうか。

事務局（渡辺参事）

稲森委員の意見を参考にして、先般、環境省の省令改正に伴うパブリックコメントに、私ども関係者が個人の立場でご意見を出させていただいております。今、稲森委員さんが話されたことについては、今日、御出席の委員の皆さんにも、生活環境部の事務局の方から資料が配布されていると思いますが、リン対策について委員の皆様にも、取り組む必要性を御理解いただくことが必要なのかなと思います。皆様の御理解があって、そうすべきだという御意見を受けて、それで私どもが次ぎの素案のときに盛り込むかどうかの判断をしていくということになると思いますので、その点、よろしくをお願いします。

稲森委員

私、国立環境研究センターの前に10年間、なぜアオコが増えるのか、赤潮が増えるのか。民間でいろいろ技術開発研究をやってきました。例えば、家庭で金魚鉢にえさをいれると時間がたつと緑色になってきますが、あれが湖と同じ現象です。湖なりダム湖なり池なり、そこに結構生活排水が入ってきている。その中に窒素リンが入ってくると、金魚鉢と同じ現象が起こるわけなんです。その大元というのが排水の中に含まれている窒素リンなんですね。ですからその窒素リンをカットする対策を講じないときには、ダム湖も池も、川というのは最終的に池などに入ったり湖に入ったりすることが多いんですけども、そこをやらないと、環境省でやっているBODという有機物だけをいくらとっても環境改善ができない訳ですね。ですから、それだったら税金の無駄使いと、私思っていますので。キャンペーンをやりまして、10数年やって、市町村行政の中に高度処理の重要性を市長

や村長を通じてやってきて、その村のシステムとして全て高度処理型にしてくれというようなことをたくさんやってきた。平成2年度に水質汚濁防止法の中に生活排水対策が入りました。行政の責務というのと、国民の責務という2つがあって、国民の責務というのは、台所などで汚水を流さないことと排水処理をすること。排水対策をきちんとやると汚濁した量が半分に減ります。それと同時に行政の責務というのは、なかなか環境が改善できない水域においては、生活排水対策の重点地域というのを指定して、生活排水対策の推進計画を作って、対応を図るとなっている。そういった中で、私は、地域を回りまして、生活排水対策推進計画の中に窒素とリンがとれる高度処理浄化槽という位置づけを、いろんな町で提起したが、福島県では水資源として重要な流域とかがありますので、そういったところを具現化しておかないと、設置したあとでこれではだめだったということでは壮大なる税金の無駄使いということになる。

新妻委員

関連しているんですけど、相馬市の例なんですけど、下水さえ付けばいいだろうと思っているところがあるんですね。下水を付けてしまえば米のとぎ汁でも何でも流してもいいんだと思ってしまっているところがあって、やはり流してしまえばそれだけ処理に負荷がかかる訳で、まず私達の生活です、米のとぎ汁は流さないんだという生活習慣が必要だと思うんですね。それを植木に掛けたり、庭に掛けたりするだけで全然違ってきますよね。まずそれが必要だという事。それからですね、本当に相馬市の下水の敷設の状況だけを見ててもですね、本当にこんな所に下水を引く必要があるのかという所にまで、かなり税金を投入してやっているんですね。むしろ合併浄化槽の方がいいのではないかと。合併浄化槽の処理能力がもの凄く上がってきていますよね。そんな物が出ているにも関わらず、下水という所にずっとこう注目されてしまっていて、もう、巨額の税金がそこに投入されていくっていう事に、私疑問を感じているんですね。住宅密集地なんかは、下水の方がたぶんいいんでしょうけども、そうでない所は合併浄化槽でやっていくっていう、その区別がいまひとつちゃんと出来ていないという、下水一本槍みたいなのがまだあるなという気がしている。

事務局（新妻水環境グループ参事）

今ほど話しがありました生活排水に対しては、法律との関係がございまして、水質汚濁防止法の中では、一定規模以上の施設では窒素とリンの規制を受ける。あるいは、一定の決められた湖沼についてのみ窒素リンの規制を受けるというちょっと変則的な規制の状況になっておりまして、そういう意味から補助事業を含めて、窒素リンの規制の枠、仕組みを造りあげて、一般家庭まで拡大していく必要があるだろうと我々も考えております。ここに盛り込むかどうかにつきましては、一般廃棄物対策グループ参事が申し上げたように、委員の皆さんで議論していただきたいと思います。それから、今、お話がありました下水道を引けばすべて完了というような形でお話がありましたが、実は本県におきましても全県域下水道化構想、名前はちょっとよくないんですが、生活排水の対策としまして公共下水道、農業集落排水、あるいは合併処理浄化槽という形の中で、適切な処理の仕方というのは各市町村の中で計画を作って推進をしていきたいと思いますという体制になっております。

それからちょっと申し遅れましたが、稲森委員から話がありました行政側の対応としての生活排水対策の重点地域の指定につきましては、現在本県においては、7地域、7流域を指定しまして、各市町村が計画を作ってそのもとに推進をしているという状況にあります。

堀金委員

今の生活排水のことで、今、各行政区でそれぞれ動いているわけなんですね。それで、私の住む田島町の例で申しますと、浄化槽法11条によりまして、水質検査をしなければいけないという事になりますと、田島あたりは6月現在で6割ぐらいしか調査していないという事なんですね。それはなぜかということ維持費が高いという事です。公共下水と合併浄化槽となると年間で、普通の場合ですと公共下水、農集落排水では、だいたい月に3300円です。ところが、合併浄化槽だと倍の6600円ということで現に数字が出ている訳ですね。ですからそういった場合、生活排水の改善といったことは解かるんですが、現実にお金の問題と絡んできた場合には進まないのが現実で、田島の例で出しましたが、これは他の市町村もそういう壁が出てきているのではないかなと思います。本当に課題についてですね、あの稲森委員が話されたように、いい文言で並べておりますけど、もう少し具体的なもので実際に県がどういう形で問題を課題として解決していくかといった場合に、各町村の方で動きやすい体制、いわゆる補助金制とか何かやっていかないと、現実には住民は動かないというのが1つの壁ではないかと思うんですよ。非常にお金の問題、経費の問題が合併浄化槽にして倍の年間に8万もかかる、片方は、単独ですと4万位で出来るんだらばという事で、非協力体制が起きているという事例があるということをお知らせします。

鈴木（義）委員

私、三春なんですが、市街地は公共下水道で、農村部の集落排水事業は三箇所ほどありますが、あまりにも金がかかるということで、農村部はその後全て合併浄化槽に切り替えました。町独自にですね、無利子で貸し付けをしまして、25万円負担すれば町が合併浄化槽を設置してやると方法を取っているんですが、三春の場合は、合併浄化槽の場合は、各月で9千数百円の負担です。市街地の公共下水道の区域でも一部見直しをして合併浄化槽に切り替えました。公共下水道も集落排水も加入促進していますが、特に高齢者だけの世帯はあと何年ここで暮らすのかという事ですよね。改善したりして2、3百万かかっちゃうんですよ。そういう事がありまして中々、加入促進が進まないという実態があります。法律的な事を考えれば、その条件によって私は合併浄化槽を積極的に進めるべきだと思っています。そうでないと大変な金がかかってきます。町の財政を圧迫します。

中井委員

窒素とかリンを除去する特殊な合併浄化槽なり下水道処理をしないといけないということが、問題提起だと思えます。一般的な合併浄化槽とかいうレベルではなくて、もう一つ上の問題を提起されていると思うんですよ。それで、実は猪苗代湖の条例を作ったときもこの点が大きな論点になって、高度処理型の施設を作るという事が実用化されているのか

どうかということと、仮に実用化されているとしても非常に施設が高額で一般家庭とか、ホテルとかでも施設を付けることは非常に厳しいという事で、既設の利用者については規制しないで、新規の事業者だけというように条例では経過措置にしております。稲森委員にお尋ねしたいのですが、そういう施設を設けた時の経費負担とかあるいは実用化のレベルで、つまり文言に盛り込んでそれなりに対応できるかどうか。

稲森委員

実は、国土交通省管轄の構造基準解説書の改正をしまして、全国10カ所をまわってきたのですが、その中で高度処理をメインに、技術として確立してきていると、実用化も進んでいるということから、実行すべき段階である。だけど予算的にはですね、個人補助と別の制度の市町村設置型は、個人負担が10%で、公的負担で90パーセントで設置できるようになった。環境省でも窒素とリン除去型に対する補助事業がありますから、そういった制度を利用さえすれば実行できますので、特に、福島県の中の水源を保全するために、今入れておかないと、これを順次改正していくということになってしまうので、絶対必要だと思えます。

議長

まあ、いろいろ意見出ましたが、窒素とリンはアオコの原因にもなりますし、簡単に除去できる方法はないかということを中心に検討したことがあります。もう一つは洗剤にリンの少ないものを使っていこうとか、そういうことで大変工夫されたと思うんですが、ここで問題にしているのは、そういう具体的な持たせた対策、あるいは課題を加味した文章にしたらどうでしょうかという意見かと思えますので、その辺に対してはいかがですか。

中井委員

もし稲森委員の言われたように実現可能な段階にきているのであれば、これは猪苗代の条例の趣旨もそうですので、ぜひそういう文言を入れていったほうがよい。

議長

ただ、経費の問題が出てきますので、各市町村で対応出来る程度の経費なのかどうか。

稲森委員

何もなければ先に進まない訳です。市町村で推進計画の中でどうやるかということを経験して、導入するかどうか判断するわけですね。その大本の所に何もなければ、そこも議論出来ない事になりますから、私はそこを言っている訳です。

議長

こういう具体性を持たせた内容については、県が案を作って、そして、各市町村からも意見を後で収集することを事務局の方で言われていますので、その辺を加味して、最終的に決めると言う形でいかがでしょうか。あとはP19までのところで、その他のことでいか

がですか。

新妻委員

ゴミのリサイクルについてですけど、以前お話をさせてもらった事を繰り返させてもらっていますが、日本のリサイクル率が相変わらず10パーセント台である訳ですね。統計も15パーセント位ですけども。それが、なぜかと言うと日本が焼却主義をとっているからなんですね。日本は世界の焼却炉の4分の3が集まっている国だと言う事をもう一度考え直して欲しいんですね。1700基の焼却炉があるそうなんですけれどもそれは世界的に見たら非常に焼却炉の集中している国。他はどうしているのかというと燃やさないで、埋めているのが一般的です。日本の場合は土地が無いので、衛生問題も考えて焼却主義を取って来たんだと思うんです。けども、焼却する事によって資源も燃やしてしまっているというのが今の現状なんだと思うんですよね。今、世界で出てきた流れがですね、ゼロウェイストっていうもので、燃やすゴミも埋めるゴミもゼロにしましょうというのができてきているんですね。それはニュージーランドとかオーストラリアとかアメリカのカリフォルニア州とかカナダ、こういった所が実行していて、オーストラリアの首都のキャンベラなんかはリサイクル率66パーセントも誇っているんですね。で、それは何をしているかという、徹底的に分別して資源化するという事をやっているんです。そうやってシンプルに燃やさない、埋めない、という風に目標を立てている。なるべく燃やさない、なるべく埋めない、という風に目標を立てて、もう一度日本のゴミを見直したらどうかと思うんですね。問題なのは、一般廃棄物でリサイクル率を下げているのは何かというのを考えると、3つだと私思っているんですね。1つは雑紙。菓子箱とかコピーした紙とかの雑紙。家で、雑紙の回収をしたら燃えるゴミが本当に無くなったんです。今までは燃えるゴミが膨大な量になっていたんですけども、それが本当に、3分の1以下に減ってしまった。燃えるゴミの中の3分の2は紙だと言われてますからね。その雑紙を取っただけでそんなにも減ってしまうんですね。それから次に問題になるのが、廃プラスチックだと思うんですね。これはご存知のように高温で焼かないとダイオキシンが出ると言われています。実は大型焼却炉でも、実は、排気ガスとかちゃんと立派なだけで実は出ているという意見もあるぐらいです。高温で焼いても出るんですよという意見がある位です。本当は大型でなくとも、燃やさない方がいいんですね。その廃プラスチックを処理する方法っていうのは、実はあって、油化をする方法。新潟とか札幌とか。新潟は8年以上これを稼働させているんですね。廃プラスチックっていうのは、熱を加えると油に戻っていく性質があるんですね。一トンの廃プラに対して、0.8トンのA重油が出てきたり、今の時代に非常に適ったリサイクルの仕方があるんですよ。これは本当に10分別なんかしなくとも、廃プラスチック全部一緒に混ぜて、処理出来ちゃうような、そういう高度なものが出来てしまっているんですね。今までは単品の油化装置でしたけども、今は、もう次世代型になって、あらゆる廃プラがいつべんに処理出来るという事になっている。そういう進化している世界なんです。それをすると廃プラがもう上手く処理出来ると私は思うんですね。そうすると、10分別なんかする必要も無い訳なんです。はっきり言ってビニールとプラスチックと塩ビを区別しろって言ったって出来ませんよ。何がどうなのかわかりませんよ。そんな事、市民に求めるのかって私ははっきり言って思ってますよ。そんなもの分別しなく

ってもいい方法が実際あるし、エコロジーなやり方があるんですよね。ダイオキシンも全く出ない。次に問題になるのが、生ゴミですね。紙と廃プラを抜いたら生ゴミが燃えなくなってしまう訳ですね。生ゴミの処理をどうするのが大きな問題だと思っています。堆肥化するには、管理をちゃんとしないと土壌改良材位にしかならないんです。本当に良い堆肥にならないんです。堆肥を作る過程で温暖化ガスも出ますから、そのガスを本当は排出しない方がいいんですよね。県も一時言っていたバイオマスっていうやり方があるんですけれども、あれをもっと研究して欲しいと思うんです。それこそ、汚泥も、食物残さも、家畜し尿も全部入れて、木さくゴミも全部入れて、ガスを取り出すっていう事が出来るんです。ただ、バイオマスの問題は、脱硫が出来ないっていう問題もまだあるらしく、ただ、そう言った事今の科学技術だったら、そんな難しいことじゃないんじゃないかなと、私なんかは思っているんです。そういう別な視点で一般廃棄物を見ていったら、多分リサイクル率は7, 80パーセントになると思いますよ。相変わらず同じやり方をやろうとしたら、多分せいぜい頑張って20パーセント、そんなところだと思います。そうじゃなくって根本的にやり方を変えていくっていう発想が必要なのではないかと、私は一般廃棄物については思っています。それが、脱焼却だと思っています。

議長

新妻委員から出たのは、次の第4節の減量化を加味している内容のようです。要するに、リサイクルを推進していく、資源化を推進していく事だと思います。ごみの発生抑制に繋がっていくという事に思いますので、そういうことで捉えられればと思います。

鈴木(安)委員

リサイクル率の件なんですけど。一つは分別ですね。分別は特に今進んでます、今進行中ですから。それからリサイクルするにはコストがかかるんです。今、油化とかいろいろありました。新潟とか北海道とかありましたが、今やめてきている。コストがあわない。それから対象物が入ってこない。対象物が中国に輸出したりして、恒常的に、物が入ってこないですから、操業できない。一番分かりやすいのがペットボトルです。ペットボトルを原料にリサイクルしようということで、ある大手ではじまりました。しかし、ペットボトルが入ってこない。恒常的に出来ないものもリサイクル対象の中にあるんです。それが3つめ。4つめはちゃんとリサイクル品を一般の消費者みんながちゃんと買ってくれますか。今日も朝、新聞見ましたら、ある新聞でリサイクルして値段高くなったのを買いますかって消費者に質問したんです。リサイクルして高くなったのを買うのは9パーセントなんです。10パーセント割ってる位の割合で、やはり、一般の消費者に対して、その点は理解しないとペイしていかないのではないですか。焼却が安易だという前にいるんな経済的なことを含めていろんな要素がありますということです。

鈴木(義)委員

P19からP20に市町村の役割と県の役割が載っている。県の役割は、市町村が出来ない事をやるのが県なんじゃないかと思う。その中で、意識の啓発があるが、意識の啓発は県がやるより市町村がやった方がはるかに効果が上がるはずなんです。現にある市

町村は、ゴミ処理問題では何度も説明会を開いたりとか意識の啓発についてはかなり積極的にやっている。経費はそれだけかかる訳です。その辺、県の役割というのがソフト面だからと思うんですけど、もっと市町村が出来ない部分について県が役割を担うというのが、その辺をもう少しはっきりできないのかなと思います。例えば、ハード面ですけど、今、市町村は廃棄物処理にかける人、資金が年々厳しくなって、最近、ゴミ処理の広域化を緩和した場合の民間の力を利用した、全国にも事例があるんですけど、P F I的な手法で、一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理可能なような高度処理施設整備を県では目指すべきである。これだけ大きな問題ですから、県はダイナミックに県の役割というものを打ち出すべきなんじゃないのかなと思います。

新妻委員

先ほどの意見に関してなんですけど、何でリサイクルにお金がかかるのかというと、まだシステムが出来ていないからなんです。これがちゃんとシステム化されれば、リサイクルってというのは、非常にお金のかからないものになっていくんですね。それが、今、過渡期であると。その最初の段階は、確かにお金がかかると思います。それが本当に統計で数字が出ているんですね。システム作りをしつつ、リサイクル率を上げていくっていうことをしないと、リサイクルはしたけれども誰も購入してくれないとなります。それから、さっきの廃プラの油化装置についてですけど、減ってはいないです。札幌は最近始めました。それも凄い大型の物を始めました。東芝の技術で。新潟は8年稼働しているんですが、全くの黒字です。今、相馬市でも導入を考えようと新潟に見学に行こうということを計画中です。本当に、船の油は価格が上がってしまって、今、船を操業するのは難しくなっているんですけども、漁協さんがぜひその油を使わせてくれ、と言っている位です。その油の売り先さえ決まっていれば、廃プラの油化というのは、非常に儲かる仕事なんです。それで、中国に今出している廃プラ、廃プラの油化にペットは入らなく、ペットはペットで処理するんですけども、いずれ中国から「ノー」と言われるだろうというニュースも読んでいます。ですので、日本国内で処理していかなくてはいけないということをまず考えていかないといけないと思います。燃やすとダイオキシンが出るんですね。日本のダイオキシンの排出はものすごく、日本の近海の魚はダイオキシン汚染されちゃっているんですよ。その一番排出の原因は一般の焼却場なんです。それを考えると廃プラは燃やさない方がいいんです。ですので廃プラの油化装置は一日1トン出来るもので、たった一億ですよ。こういう安いものですよ。どうしてこんなものにケチなのかなと私思っています。これ大型焼却炉は何十億とか、下手したら何百億かかるんですよ。それから比べたら廃プラの油化装置って非常に安くて、それこそ数町村が合併して作れば、その廃プラがいっぺんに処理出来るような安いものですよ。こういう事をどうして進めないのかなと常々思っています。

議長

いろいろな意見を聞きましたが、確かにリサイクルには経費の問題が確かにある訳でそれがいかに少ないお金でリサイクルしていくか。あるいはリサイクルする事業者が効率よくやっていくのには、原料としてどんどん入ってこないとリサイクルは成り立たなくなる

ということが話題になっています。先程話題になったことで、紙とペットボトルが逆に中国に流れちゃって原料不足だということを、リサイクルの業者が訴えている。それを回収業者がそっちに持って行ってしまふ。そっちだとお金が多くもらえるから流れちゃうなんて事も言われていると思います。そういうこともあってなかなか問題があると思う。システム作りも必要になってくる気がしますね。そういうことを加味したりリサイクル推進です。廃プラの場合だといろんな物が混ざっていますからそれを油化にするっていう意見もありますが、そういう事業所が出来てくれれば、そういう方に流す広域リサイクルっていうのがいいのかと。あるいは金属の製錬工場に混合物、廃プラを持って行って、そこで燃やせば可燃性プラスチックとして使える。そして、ダイオキシンの発生量も少なくなるとこういう事で、やっている市町村もある。そういうことであるんな方策はあるとは思いますが、肝心の事はリサイクルを推進していくのはどう取り組めばいいのかというのがここで問題になると思う。そのシステム作りが、見直しの目標方策になると思いますので、具体的に次の段階になるのかなと思いますが、事務局の方で何かありましたらお願いします。

事務局（渡辺参事）

リサイクルに関しましては、今、委員の方々からも話が出ましたようにいろんな見方が出ていることは確かでございます。我々行政サイドとして、これ確かに油化にして全てそういう処理が出来れば、それに越したことはありませんし、これはまさに循環の理念にも合うことですから、よろしい訳なんでしょうが。本当にゴミが最終的に無いのか、燃やすゴミは本当に無いのか、埋め立てるごみがないのか、そういう風に考えた場合に現実に市町村で、鈴木委員からの話にもありましたが、一生懸命汗をかいて、ゴミ処理に日夜奮闘されている状況を見ますと、やはりあの理想は大きく掲げながら、現実の処理というのは、合わせ技でやっていかないと日常生活が成り立っていかないとということがあろうと思います。ですから、その辺の所を、現実の部分と目標として具現化を目指してリサイクルに臨む部分を、その辺は、私ども事務局として考えていきたいと思ひますし、皆様にも次回以降もですね、いろいろお知恵をご提示して頂ければと思っています。

新妻委員

県は、以前いろいろな事にバイオマス、バイオマスってことをずっと言っていました、それが断ち切れしているんですが、どうなったのかお聞きしたいんですけども。

事務局（渡辺参事）

バイオマスにつきましては、いろいろと各地方でそれぞれ民間の方々もやっていらっしやっています。新妻委員さんの方がいろいろご承知かと思いますが、県におきましては、例えばバイオディーゼル燃料（BDF）については、廃食用の油等から製造されるということから、循環型社会形成推進、いわゆる地球温暖化防止等に有効であるというスタンスでございます。さらに廃食用の油が価値のあるものいわゆる有価物として流通するシステムが出来ている場合においては、廃棄物処理法の規制は、当然及びませんので、適正な取引、適正な処理が望まれるという見解でございます。また、BDFにかかる事業につきましては国等の助成制度の他に、県の融資制度も用意されているわけでありまして、これらの利用

について県としては周知を図っている状況でございます。この例のように私どもは、県としてバイオマスに後ろ向きになっているという認識はしておりません。

議長

BDFについては、いわきでは廃油のリサイクルに取り組んで動いているんですが、集まる廃油の回収がちょっと遅れてなかなか進まないの、まだそれほど伸びていないという状況ですね。リサイクルするには、市町村から広域的に集めて、ある事業者の所に持っていけるようなそういうところまで考えていかないと、1地域だけではなかなか解決につながらないんじゃないかと。現段階から将来についての見通しについては、いろいろ言えるかと思いますが、いっぺんにはそこに到達出来ない。徐々にそういう方向になっていく発想で考えていかないとなかなか進まないんじゃないかと思います。

事務局（環境共生領域循環型社会推進グループ荒川参事）

意見なんです、今の新妻委員のご質問は計画の中にバイオマスを入れるべきだということだと思います。実は私どもの第1部会では、現在、福島県循環型社会形成推進計画を審議していただいております。その中で具体的なものとしてバイオマスとして1項目入れ込んであります。その中で基本的な考え方は、国もバイオマスの計画を持っておりますけれども、県におきましてもバイオマスの総合利活用指針というのがございまして、それに基づき総合的なバイオマスを推し進めることを盛り込んでございますので、廃棄物計画とは密接な計画でありますので、どちらかに盛り込むかってこともあるのかもしれませんが、とりあえず私の方ではその項目は入れ込んでありますので、報告させていただきます。

羽田委員

実はゴミを有料化するって話ですね。資料の2に出ていますけど、これ読むと、最初一時は減るけども、リバウンドみたいに戻ってくるというケースが多いですよ。やはり、そこらの原因っていうのは、経済的なメリットが無いとなかなか定着しないっていうのがあるかと思うんですけども、これによると一時的には若干減るんだけどもまた戻ってくるケースが大体ですよ、その原因を今までどういうふうに分析しているのかが、ここではちょっと読み込めないんです。それとやはり有料化にもっていくっていうのはね、将来的にそうなると思いますが、やはりそのためには、住民の方も納得して、しかも、自分らもメリットがあるんだという部分をうたい込まないと、なかなか納得いかない部分だと思うんですけど、これについてはどうなんでしょうね。いい事例があればお聞かせ願いたい。これを読んだ範囲では、その部分が読み込めないんですけども。

議長

資料2 4ページですね。市町村によって状況が違うみたいなんです。

羽田委員

いい方に動いているという市町村は結果的に読み込めないもんですから。

事務局（渡辺参事）

羽田委員がおっしゃる通りに、私どもいろいろ分析したかったんですけども、とりあえず国が今回の循環型白書の中で、有料化についてはこういうスタンスだよというのを示したということでございます。一方、県内の市町村についてどうかという事なんです、これなかなか今作業しておるんですが、正直いって傾向が掴めないのが実態です。町村によっては、若干、有料化によってゴミが、例えば、3年間なり5年間なりの中で、暫減という段階ということもありませんし、逆に増えていくということもございまして、83市町村全て調べるまでには至っておりませんが、なんとか傾向を掴みたいとは思っています。次回あたりまでに、83市町村の内でも何点か事例を出せば、皆さんの議論の参考にさせて頂きたいと思っております。

新妻委員

本当にゴミって言うのは、どこまで分別して、資源化出来るかっていうのが勝負なんだと思うんですね。その徹底的に分別するためには、まずそれを一番最初に出す私達住民がゴミの出し方をちゃんと知らなければいけないと思うんです。また相馬市の例で申し訳ないんですが、紙、雑誌の所にダイレクトメールで来た、通販のビニール袋がかかったまんま雑誌の中に入れて出したりして、リサイクル業者がカンカンになって怒っているんです。ビニールは入れるな、とか言いながら。もう、こういう風にゴミの出し方の基本が解からない人達がいる訳です。さっき雑誌の回収って言いましたけども、相馬市はこの雑誌の回収をしてないんです。リサイクル業者に尋ねたら、雑誌の間に挟んで下さいと言うんですね。けども、ボロボロこぼれちゃって大変だから私は、一々封筒に入れながら、重ねるようにしてるんですけども。こういう風にですね、分別しやすい環境の整備をしていかないと住民はなかなか分別に参加しないんだと思うんです。だから例えばということかという、雑誌の回収だとしたら雑誌回収袋みたいな、新聞の回収袋みたいなありますよね。そういうものがあれば、そこにボンボン入れていける訳です。そうでなければ、雑誌の間に挟めって言われても面倒くさい訳ですよ。だから、そういう物を作るとかですね。ピンこれも相馬市の悪い例なんですけども、ピンをですね、全部ビニール袋で回収しているんです。そして割れたものなんかを入れたら非常に危険なんです。リターナルピンもそこに入れると、回収の時割れたりして全然リターナル出来なくて全部砕いてしまって、リターナルしないている悪いリサイクルの例が相馬市なんです。そういう事をやっていてピンをコンテナに回収すればリターナルピンをそのまま回収する事が出来るし、割れた物も上手く回収出来るという事があるんですね。これはドイツの例ですけども、例えば、リサイクルマークが付いているものだけでも、どっちに入れていいかわからないものって一杯ある訳です。それをリサイクルマークのボックスっていうのがあって、そこに全部入れちゃうんです。これを分別するのは専門家が分別するんです。そういう事をやっている所もあるんです。分別しやすい環境の整備を、それをリサイクル業者と住民と行政で検討してですね、その地域にあった分別しやすい環境っていうのを整備しない限りはリサイクル率は上がらないだろうと思っています。

議長

最後の22ページから最後までを含めた事で意見を出して頂きたいと思います。

鈴木（義）委員

22ページにゴミ処理センターの設置状況っていうのがあるんですが、平成15年度末ですので、田村衛生組合では今建設中ですが、それは入っていないのでしょうか。

事務局（渡辺参事）

おっしゃる通りでございます。本来入れたかったのですが、なにぶん15年度末までのデータで処理しているものであります。今、16、17年度の二カ年度をかけてすばらしい施設を建設中でございます。いずれ、モデルになるうかと思っておりますので期待しております。データの的には今回ご了承していただきたいと思っております。

堀金委員

最後の項目までなんですが、県の目玉であります、「もったいない」というのが出てきます。ですから、この「もったいない」という事を、県として、例えば、学校教育を含めた全ての分野において、これらがすっかり網羅出来るようなそういうニュアンスの視点という事をきちっと把握して記載して頂きたいと思っております。

事務局（渡辺参事）

堀金委員の「もったいない」の心云々ということにつきましては、循環型社会形成推進計画で、第1部会で相当激論が交わされております。その精神、意識の普及については循環型社会推進計画の方で整理されるんだろうと思われれます。当然、私どももそこに同席しております。従ってこの廃棄物推進計画の中においては、具体的に、減量に向けて実践する方策を挙げていきたいということでもありますので、ご承知いただきたいと思っております。

鈴木（義）委員

県のゴミ処理広域化によりますと、県内を7ブロックに分けて、300トン規模の施設を整備するという計画であると聞いてはいますが、これは現実的ではないような気がしています。その後、国が100トン規模まで下げたということも聞いています。それから施設設備の補助事業が交付金制度になって、焼却炉の場合、50トンから交付対象になるといくことも聞いている訳です。さらに市町村合併が進んで、地方自治体の状況がかなり変わっているという実態を考えた場合に、市町村の事情、意見などに耳を傾けて、300トン規模という大きな計画を見直す必要があるという気がするんですが、この辺については意見をききたいと思っております。

事務局（渡辺参事）

平成11年の5月に広域化計画を作成致しまして、今の7ブロックに区分した中で、残念ながら3方部については、ブロックの推進計画策定に至っていない状況です。県北・県中・県南、この福島県の大部分の所が、なかなかゴミ広域化推進計画の策定に至っていない

いことを、まず先にご承知おきを願いたいと思います。一方で、今ご指摘のような300トンという大規模すぎるではないかということもあるかと思いますが、現在補助関係につきましては、ご承知の通り国の補助金制度しかございません。県がもう少し果たす役割があるのではないかとおっしゃる気持ちも分かります。県は今、ソフト事業・技術的助言そう言った面でしか手を出してない訳です。今後の事を考えた場合ですね、循環型社会形成の交付金制度になって、かなり自由に年度をまたいで、5カ年間の中で財源措置を行った来たさせながら、作れるという制度改正になっています。従って、300トンがどうなんだという技術的な論議は、今後詰めていかないといけない所はありましようが、それぞれ市町村合併の中でダイオキシン問題その他いろいろな意見が異なることもありましようが、いろいろな意味で、広域化は当面避けて通れない所だと思っております。鈴木委員の300トンの話につきましては、今後どういう風な方向に行くべきか、県としてどのようなスタンスで対応できるのかを皆さんや市町村等の意見を聞きながら考えさせて頂きたいと思っております。

新妻委員

広域化については、現在の計画のどこに記載されているのでしょうか。ありました、3ページの7番ですね。時間を伸ばして申し訳ないんですが、私、ちょっと話させて下さい。循環型条例、それからゴミ減量化と言っていて、広域化というのは非常に矛盾する事だと思うんですね。本当に大型焼却炉は必要なのかという見直しをぜひ私はさせて頂きたいと思っております。本当に各地からゴミを集めて燃やす必要があるのか。大型焼却炉を作る時には補助金は出ますけども、その運営において物凄くお金がかかるもんなんですね。それによって市町村が物凄く財政負担になっているという報告も出ています。本当にこの広域化っていう事に関しては、もう一度私は見直して欲しいと思っております。

畠山委員

政治の世界の話だとかは、あまりこの審議会の場では、そぐわないのかなという気がします。このような議論は別の場でやっていただきたいと思っております。

議長

まだまだ意見というのは多いか思います。それは、次回までの間に意見を出せるような形を取らせて頂いて、次に進みたいと思います。やはり、リサイクルとか減量化の問題は身近な問題として、皆さん、まだまだ言いたい事があると思います。そういう意味で、これで終わりにするのではなくて、次回までに意見をいろいろ言えるような形を取らせて頂いて、次に移らせて頂いてよろしいでしょうか。

鈴木(義)委員

政治的なという解釈をされたようですが、私は政治的ではなくて、県の役割、市町村の役割、私は町村会から代表で来ていますので、そういう部分については県の大事な計画の中で、十分に役割を検討するという事は自然なことだと思います。だから申し上げたんですけども、決して政治的なということではありませんので申し上げます。

畠山委員

一方では時間の事もお考え頂かないとですね。みなさん結構、弁がたつもんですから、お話を始めると数分ずつになっちゃって、とても審議会としての本筋からちょっとづれていく感じがします。まあその辺を政治的と言った訳で、必ずしも言語学的に正しくはないかとは思いますが。

議長

私も議長としての進め方に問題があるのかと思いますが、やはりまだまだそういう具体的な内容について意見はあろうかと思えます。それがいろいろな問題に繋がっていくかと思えますので、その辺は後で言う機会を作りたいと思えますので、これで一応、一般廃棄物については閉めさせて頂いて、産業廃棄物の方に移りたいと思えます。産業廃棄物については、これも非常に多いものですから、まずこれもページで行きますと1ページから6ページの見直しの視点等、第5節の前のところまで。次は6ページの5節から18ページの第4章の前までを2番目にして、後は最後までとして進めていきたいと思えます。まず、1ページから6ページの第5節の前までのご意見等をお願いします。

鈴木(安)委員

全体的な大きな流れという意味で、お話させて頂きたいと思えます。今の日本の産業廃棄物に関しまして、処分業者の優良化促進事業というのが進んでいます。これはどういうことかと申しますと、これまでの環境行政っていうのはどちらかというと規制強化を中心に運営されてきた訳ですけども、そんな中で一部の業者による不法投棄などがあった事が行政に一つ前提としてあったかとは思いますが、まあ大半は真面目に地道に仕事をしている処理業者が圧倒的に多いわけですね。そういう中でやはりこういう真面目にやっている業者がやる気を無くしたのでは問題である。やはり産業廃棄物業界っていうのは、日本の経済の発展の為に裏方として必要だという認識のもとに、環境省が中心となりまして、全産連を始め環境3団体と排出事業者として経団連の4団体を中心になりまして、やはりこの地道にコツコツやっている業者を育てていこうと。要するに、今までの規制から育成にそういう風な方針に変えましてね、その第1ステップとしてこういう風な処理業者の優良化促進事業というものが進められまして、今年の4月から環境省の省令で発布された訳です。内容として、遵法性とか、過去5年間廃棄処理法始めいろいろな関連法規の不利益処分を受けないこととかの条件、処理の状況とか経営の状況とか全部情報公開してくださいというのが2つめ。3つ目が環境保全ISO14001とか環境省エコアクション21とかありますが、第3者機関による認証取得を得てください、ということが大きな要素なんですけど、そういうものをインターネットで情報公開しまして、それで、排出事業者がその処理業者がどういう内容なのか。これを優良事業者としている訳なんですけど、インターネットで情報公開するというこういう線までできています。環境省が4月から省令を公布しました。私が言いたいのは、中央の動き、育成するという動きが、だいぶ真面目にやっている業者に対する動きが中央で出てきてますよ。中間業者もそう理解し、排出事業者も経済界も一緒になってやっていますよ、ということ全体を大きな流れとしてご理解頂き

たいなと思うのが1つです。2つめは、来年4月から産廃税が施行される訳ですね。これは排出業者の廃棄物の削減を意図したものではありません。今回の計画の中に措置としてその辺を盛り込んであるかは分かりませんが、少なくとも条件が同じであれば産廃は減る方向であろう。また関東地区では産廃税を導入していませんから、あちらに流れるものもあるでしょう。CO₂が減少するのかな。処理業者っていうのは、ある程度利用があって、維持していかないとやっていけないんですよね。その辺がね、非常に心配がある。やはり排出物が減るという事は喜ばしい事なんでね。それはそれとして、一方によってはそういう経営面からの非常に悩みのなものがちょっとあります。現実的には排出事業者がゼロエミッションっていうのをどんどんやってますから、今時点でもだいぶ産廃の排出量というのは減る方向に、県の推計と違う点もあるが、私が見ている所によるとあります。やはり先ほどのリサイクルじゃないんですけども産廃の経営の管理が大変だなというのが状況でございます。それで、最終処分場と中間処分業者とは切っても切れない関係なんです。最終処分が減るということは、中間処理が減量化とかリサイクルとかをやっている訳で、中間処理業者を通じて最終処分場に埋めると、ストレートで言ったより減量化している訳ですから減る訳です。片方の中間処理業者は処理量が増える。リサイクルでも同じです。リサイクルが進むと中間処理業者も破碎等でリサイクル管理していますから、処理量も増えます。ですから、その辺、切り離れた数字の見方ではなくて関連した見方で、やっていかないと非常に間違った見方になるのではないかと感じています。最終処分推移量、中間処理量とかあるんですが非常に相関的である。減量化ということになれば中間処理量の扱いというのは増えますということです。そういう見方をしていただきたいというのが、全体からみてあります。

議長

これについて、事務局で何かありますか。

事務局（河津参事）

産業廃棄物全体についてお話しいただいた訳ですが、審議委員の皆様からも御意見をいただきたいのですが、鈴木委員も協会会長の立場でもありますから、そういう意味もあると思います。私どもの方で考えていることを若干補足させていただきます。先程の説明の中で、処分業者に対する国民なり県民の理解がなかなか進んでいない、そういう中で、国の動きとして優良化制度が出てきて、この4月から動き出したという話だと思います。私の方でもよく分かってますし、議会の中でも答弁しておりますけれども、当然優良業者については、育成するというスタンスは持っております。ただ一方では、まだなかなかまだ県民の理解を得られない。最終処分場の紛争であるとか。あとそれから県の方でも、事業計画を出すときの県民の合意形成のためのいろんな制度を作ってますけど、その中でも中々動かないとか、もう少し難しい問題がまだあるのだと思います。そういう意味で優良化については、今後考えていきたいと思います。それから産廃税のインセンティブの話がございました。先ほど私の方で5.数%とか1.5%まで下げたいという中にその意味が含まれている訳ですけども、どの位、実は下がっているのが非常に難しい問題でございます。三重県等ではたっと下がったという例もあります。他の方はどうかというと、今後見なく

ちやいけない部分もございまして、インセンティブについてどの位みるのかということはまだ中でももう少し検討したいということです。今回の案としては、基本的と言いますか、少しおさえた形での提案となっております。あと中間処理や最終処分場につきましては、まさにおっしゃる通りでございます。当然中間処分と最終処分の関係がありますので、委員の皆様にご議論していただければと思います。

議長

鈴木委員が言われたように別々にというよりは、関連付けて考えていきたいと思えます。そういう意味で、文章をみられて意見がありましたらお願いします。

稲森委員

一般廃棄物と産業廃棄物の区分けで問題になる所は、生ゴミは食品を作る場所からするのは産業廃棄物なんですね。レストランから出てくる生ごみは事業系一般廃棄物なんですね。最近ディスポーザーというのがかなり出回っていて、これが変な使われ方をすると、先ほど台所対策というディスポーザーを使うときには、下水道への負荷を上げないためにディスポーザーで砕いたものを前処理して負荷を上げないようなシステムにしましょうということで今やってきています。ですから、ディスポーザー排水処理システムという、既存の浄化槽の場合には、ディスポーザー排水処理システムと一緒になければいけないと、構造基準の解説書作ってあります。ディスポーザーがはいるのであれば、受け入れられるだけのディスポーザー対応浄化槽にしなければいけないという基準も作ったわけです。そういった中で生ごみ問題というのは、一廃と産廃の両方にまたがるものですから、ディスポーザー問題は避けて通れない市町村行政がコメントとして、福島県としても、今どうかということではなくて、そういったことを頭に入れてやり方を今考えておかないと大変なことになると思います。普通の家庭の台所のシンクにディスポーザーを付けてしまうと、ばんばん砕いて流せてしまい、大きな問題になります。くみ取り便所と単独処理浄化槽と生活排水を垂れ流すということですから、隣の家がつけているから自分もということでやりだすと、もう環境破壊になります。そうすると全体の趣旨からいって、きわめて重要なポイントになると思えますので、頭にいれておいていただきたい。一廃と産廃の問題でも、バイオマスからのエネルギー回収技術が進んでおりますから、どこかの自治体でやられていると思えますから、そんなところもうまく整理していただきたいというのが、私の意見です。

事務局（新妻参事）

ディスポーザーの話ですけれども、本県の猪苗代関係については猪苗代条例の中でディスポーザー使用禁止をうたっております。それに関して先程の趣旨の話で、全県的にどういうふうに取り組んでいくかは御議論をお願いします。

議長

その他ございますか。それでは次に行きますか。6ページから18ページの4章の前迄のところです。

鈴木(安)委員

県外物規制につきまして意見を述べさせて頂きたいんですが、廃棄物処理法に基づいて日本全体で広域処理をやってきています。それに基づいて設備投資したり人材投資したりしてきております。尚かつ福島県は、関東地区と隣接地域にありますので、関東地区と密接、経済もそうですが、産廃もいろいろ密接な環境下でやってきています。それを前提にして、結構それなりの規模をもって運営をしている処理業者もあるわけなんです。それで、ここにきまして先程言いました通り、産廃税によって排出量、産廃が減っていくのかなという心配もありますし、現実的にもいろいろな排出事業者もゼロエミッションで廃棄物が減っていく中で、県外物を過去に規制してやってきて、全体のパイが小さくなるので、最終処分が20%になると、経営を維持する量に達しなくて経営がたちいかなる傾向がでてくるのかなと心配があるんですね。それで福島県内だけではやっていけないので、県外物である程度稼働を維持していることははっきりしている。県外物である程度操業を補っていかないと非常に厳しい経営の状況になることが想像されますので、最終処分場への県外物の割合20%を、全体が小さくなる中で操業が厳しくなりますので、撤廃するか、あるいは緩めていただくとか、そういう措置をお願いしたい。やはり経営がたちいかなかったときに何処に責任あるの、という複雑な話になり、心配があります。経営の観点、これまでの流れの観点から、県外物の最終処分の割合20%というのを撤廃あるいは緩めていただきたい。銀行から借金して営業している訳ですので、非常にそういう状況になりつつあるのかなと心配しております。これを1つお願いしておきたいということでございます。

議長

今まで、第2部会でも話題になったのは、こういう中間処理までの段階までは、20パーセント制限して行くわけではないと。最終処分だけを20パーセントに抑えたいとして県内を優先していくと、処分場がどんどんどんどん無くなっていくわけですから。そうするとどうするんだっていう問題が出てそういう風になったものです。だから、中間処理は、やはり技術を生かす訳ですから、県内から県外にいく場合もあるだろうし、県外から県内に来る可能性もあるだろうとして、その方は20パーセントの枠には入らないと思うんですね。ただ最終処分だけね。

鈴木(安)委員

最終処分が全体のパイが少なくなる中での20パーセントなんで、扱い量はその減る訳なんですね。そしたら経営面のこといいたいんです。操業を維持するためある程度の量が、先程のリサイクルと同じように必要な訳ですから。だんだんだんだんこうなっていくって経営面で大変厳くなりつつありますので、20パーセントを撤回するか緩めるかして頂きたいという事でございます。

議長

この点に関して御意見はどうでしょうか。

新妻委員

そうやってあの県外からも勿論、埋め立て量が多くなれば、それだけ残存量も少なくなつて、新たな産業廃棄物の埋立処分場を作らなくてはいけなくなるわけですね。その点に関しては、どうお考えなんでしょう。新たなものは作りにくい状況になってきていることはご理解いただけるのでしょうか。

鈴木(安)委員

一方で、経営というものがあるんですね。やっぱり借金しながら、いろいろ設備投資したり人材投資したりしている訳ですから、それで、過去においては廃棄物は広域処理ですから、県外とかなかったのですが、扱う量が減ってきている中で、非常に経営面でたちいかなくなる事態も考えられるので、そうなったら大変な事ですよね。ですから、その辺規制の枠を考えて頂きたいということでございます。県内物は優先であることは当たり前の話ですからね。優良に運営していくのは当たり前の話ですからね。そういう前提での話ですよ。

羽田委員

素朴な質問ですけど、お聞きしたいと思うんですけど。6ページと7ページですね、そこに県内の排出量と県外の搬入量とありますよね。この費目別見ますと、結局、県内に入ってくるのは廃プラスチックと特管産廃が、ウエート大きいですね。この廃プラスチックというのは、工場、処理ノウハウがあるからこえだけ入ってくるのかということと、この特管産廃は何なのかお聞きしたい。結局、出て行く方が110万、入ってくる方が50万ですから、結局出て行く方が多いんですね。そこら辺の関係をちょっと聞きたいのですが。

事務局(河津参事)

今、おっしゃったように量的にみますと、県外に行くのと県内に入ってくるのでは、倍以上の差があります。先程説明したように、出て行く方はばいじん、鉍さい、燃えがら、その多くはセメント会社に行きセメントの原料になります。ですから、ある意味では、最終処分に行くものが少なく、中間処理で原料になっている方が多いというのが、県外に出て行く廃棄物です。一方県内に入ってくるものについては、特管産廃と書いてありますけど、特別管理廃棄物ということで、いわゆる有害物質であるとか、感染性医療廃棄物等は普通の間処理ができませんので、専門的な業者が処理する必要がありまして、そういう業者が近県に非常に少ないということでもあります。福島県には大きな事業場があります。そういうことで入ってきている。廃プラスチックも同じような状況です。

羽田委員

その処理は、どこに。

事務局（河津参事）

このページの廃プラスチックとあって、受託量の合計が15万5千。そのうち中間処理業者に13万5千。その多くは、廃プラを処理するのにダイオキシン濃度が非常に高くなるので、中々自分の所で処理出来ない。そういったものについては大きな炉でダイオキシンの問題がないようなところにいつているので、中間処理に入ってきているというのが現状です。

羽田委員

こういう部分が収入としてメリットがあるということなんですか。

鈴木(安)委員

そればかりではないでしょうね。

新妻委員

はい。15ページの処理業者の役割ですが、の所に最終処分場について廃止するまでの間とあるんですが、廃止するまでの間とは何年を想定しているのでしょうか。

事務局（河津参事）

具体的に、処分場によってだいぶ変わってくるのが事実です。ですから、その量であるとか、その条件だとかと言うことで、15年だとか20年だとか30年とかそれぞれ設定しながらやってます。そういう具体的な数字よりも、排出基準は法律できまっていますので、それまできちっとやってもらうことが根幹的なことです。

新妻委員

ビニールシート敷いて埋め立てしていくわけですけど、耐久年数が過ぎてしまったら、ダイオキシンが出てしまう訳ですよ。ダイオキシンは無くなる物ではありませんし。そういうものは後どうするのか、と常々思っています。それから、例えば、埋め立て終了した所は、会社を倒産させるなんて事もあるもんですから。やっぱり、最終処分場は公共管理が必要だろうと思っています。勿論、民間がやるのもいい事だと思うんですけど最終的なこういう後々のことまできちんと管理をしていく事になると、やはり公共管理で行くべきものなんじゃないかと、私思っています。

議長

埋め立て終了をして、浸出液が排水基準、環境に影響を与えないレベルに下がらないという事は終了する事は出来ないというのが原則になっています。そういう事で、埋め立てが終わったから終わりではないと。その年数というのは処分場の規模とかによってかなり違うので、何年って決まっているわけでは無いんですが、ただ、地域住民が安心できる状態になるまでやる責任がある。そういう業者が、途中で倒産してしまうとやはり問題であるということで、建設の段階で対応策をやられていると思うんですが、その辺の説明をお願いします。

事務局（河津参事）

最終処分場の閉鎖については、管理型処分場であれば、終わった後も水管理をしながら、最後15年になるか20年になるかは分かりませんが、とにかく2年間普通の排水基準を下回る数字になるまでは、廃止出来ないようなシステムになっています。それまでは、処分業者が管理する仕組みになっています。もう1点、倒産の話ですが、平成17年度、本年度の法の改正の中で、以前ですと、平成10年6月以前の処分場については、基金の積立の制度がありませんでしたが、県でも国にだいが働きかけまして全国的にも取り上げてもらいながら、今年の改正の中では、それ以前のものについても基金を積立てることに法律の改正がなされました。まだまだ不十分な面はあると思うんですが、少しずつ、先程の倒産についての話もそうですが、やっぱり現実的には問題を起こさないことが一番ですから、そのための制度作りを国への働きかけを含めて、県としては考えています。

議長

新妻委員から出た公共の最終処分場を推進していくということですが、私も全国の処分場を見て回ったことがあります。安心という点もあるとは思いますが、公共でも地域住民が反対して、地域住民の認可が下りるかで相当苦労されていると思います。そういうのをどうやって解消していくか、その辺が上手くいけば鈴木議員から言われたような処分場の20パーセントというのが、中間処理事業とか環境事業を推進していくための対策も荷物になっていくと思います。そういう意味で最終的には最終処分場がどうあるべきか、どういうふうに考えていったらいいのか大きなものになっていくのかな。それを維持して行くためには、中間処理、リサイクルを積極的に推進していくのに繋がっていくと思います。産業廃棄物については、ページで区切りましたが、全体的を含めて意見を出してください。

新妻委員

県の役割にもかかわりますし、処理業者の役割の産業廃棄物処理施設確保のにも関係するんですが、地域との共生を図りますという風にあります。先程、引地議長がおっしゃっているように地域の反対が、かなりあります。それは、相馬市の場合で誠に申し訳ないんですが、水道の水源地に最終処分場を2つ作るという計画があるんです。こんなことを誰も述べない訳ですよ。土地利用計画の審議会の方にもお願いしているんですけど、水源とか学校とか駄目な所ですよ。それをあらかじめ明示しておくべきだと思うんです。そうしないと業者だって何億もかけて土地を買った後に、駄目だって言われても、そこが水源地域でしたって言われても、あきらめきれない訳ですよ。そうやって不要な軋轢が出るわけですね。最初からこういうところは駄目なんですと、それ以外の所を選んでくださいという風にしないと、住民の方も物凄いエネルギーを使って反対運動をしなければならぬし、業者だって物凄い負担を負ってしまう訳ですよ。これは県の責務として、こういう所には作らせないんですという事を明示すべきだと思います。水道水源であつたり学校そういう施設の所には作らせませんというような事を明記して欲しいと思います。

議長

事務局の方で、今の意見に対してお願いします。

事務局（河津参事）

いわゆる立地規制の話ですが、実際に、今の法体系の中では、処分場をどうやったら許可するか、逆にそれだけの条件があれば許可しなければならないという制度的なものであることをご理解されていると思います。そういう枠組の中で規制、コンセンサスを得るための制度作りをするかということはいろんな所でいろんな努力をされているのかなど。廃棄物の中の枠組でやると中々難しいという面があるが故に、相馬市の場合は水源保護条例のような形で否定したという部分もあると思います。全国的にみてもそういう例はあると思います。ただ産廃の法律の中でやるというのは、枠組みとしてなかなか難しい面があるというのが現状です。

鈴木(安)委員

最終処分場と言うのは、経済からみると必要なものです。企業を誘致する場合、工業団地はありますけど、最終処分場が近くにあるというのも大きな誘因の1つであります。経済の発展にも必要だと思えます。先ほど話に出ましたが、公共関与でやる方法が一番いい形なんですけど、現実をみますと非常にご苦労されていて難しいという側面があります。そんな中で、やはり来年の3月迄は、特に事業者、業者の最終処分場を設置したいと希望が一方である訳です。当然地域の同意等を得ての話のはずでなければ困る訳ですが、そういう業者が何社かいるような話も聞いてますし、県の方にもいろんなご相談がいつていると思います。公共関与が難しいのは、何でもかんでもではなくて、先程の優良処分業者、優良最終処分業者を育成していくんだという視点から、いつまでも待たされると、せっかく同意を得たものが何でいつまでも認められないのか、という不信感が地域住民から出てくるという話も聞くものですから、来年4月からなるのか、優良事業者を育成する視点から是非、受付をしていただいて、時間のかかる話ですので、早くとりあげていただかないと、経済の発展のためにも既存の企業のためにも、大変困ることになるのではないかなと思います。

羽田委員

22ページに廃石綿の問題がありますが、これが今騒がれておりますけど、20年位前にも騒がれましたよね。それが、不信任で消えちゃいましたよね。そしてまた出てきましたけれども、やはり怖さを考えたら、今度はこの、どこに捨てたかを公にしておけば、今のこういった騒ぎも出なかったと思います。やはりどこにまだあるのか、どこに捨てたのかそれをきちっと誰にでも分かるような形にしてもらわないと、また将来に尾を引く問題ですから、はっきりしてもらわないとまたまた2次被害3次被害っていうのが、出てくるんじゃないかと思えますので、その点明確にして頂きたいと思えます。

議長

そういう意味で、マニフェストという方式が行われていますので、有害なものをどの位の量が、埋立した廃棄物の中に含まれているかをうたう事になっていますので、そう点でだいぶ前に処理された物が問題なんですよ。

羽田委員

処理されたって、未だに残っているものがありますよね。

議長

最近はマニフェスト方式でやっているから、最近はそんな大きな問題はでてないと思います。以前に、埋め立てた物、あるいはどこかに不法投棄とかした物だとか、まだ解決していないと思います。

羽田委員

現に建物に残っている物で被害者っていうのはございます。まだまだ長い問題ですから、日本人って忘れっぽいって言われるけど、将来にも引き継ぐような形で、きちんと在り場所を明確にしておかないとまたまた2次被害3次被害になると思います。

鈴木(安)委員

いまマニフェストでのチェックの流れになっていますので、行政の方で厳しい運用でチェックしています。

羽田委員

まだ、被害者は続いています。

鈴木(安)委員

最終処分場を昔のイメージで捉えられないといいのかなと思います。

羽田委員

いい方に前進していくのはいいが、過去の物がまだ引きずっておりますので、二重三重のチェックができるようなシステムにして頂かないと、また繰り返しになってしまうと思います。

議長

その他、全般に渡って最後まででところで何かありますか。

新妻委員

26ページの石炭灰及びばいじんの所なんですけども、福島県で石炭灰の最終処分場の施設がずいぶん作られて、自社処分がされていて、前、東北電力さんで来て私達質問させてもらった時、リサイクル費が高いから埋めてしまっていると。実はリサイクル出来るのに埋めてしまっているという現状をお話下さいました。実際、相馬市でも今、石炭灰を埋め立てているんですが、実際、リサイクル出来る原料であっても経済性に適わないという事で埋め立てしているものが結構あるっていうのが、東北電力さん、他の自社処分場を持っている企業さんお話をしていたと思います。本当に自社処分場を持っている人達がですね、リサイクル出来るものを本当にどれだけリサイクルするかっていうのも処分場の埋め

立て年数を伸ばさせる大きなポイントなんじゃないかと思うんですね。特に石炭灰、ばいじんっていうのは改めて書いてあるものですから、福島県は電源立地地域として、石炭灰が一杯出ますので、この辺ちゃんとリサイクルしてもらうように企業を指導するなり、助成するなり何か方法を考えるべきかなと。セメントだけではなくて、今、ゼオライトとか出来ているんですね。資源をただ埋めるという事をやらない努力をぜひここに書き込んで欲しいなと思っています。

議長

それについては、去年、東北電力さんとか常磐火力さんが石炭灰を排水処理に使えるんだということ言われているんですが、中々利用する方があまりいないために、リサイクルが上手くいかないという事を訴えていました。そういう事で、もう少しこういった再生利用の検討も含めて、バクテリアがそこに集まってくるような事も含めて検討するという事をやられていたようなんですが、やはり石炭灰は沢山でるものですから、その再生利用は利用する人の問題も入ってくるんですね。そこで会社としては採算が合わないので、自社処分場を埋め立てているんだと盛んに訴えていたように思う。その辺が問題ではあるが、何か開発出来ないのかと私いろいろ質問したことはあるんですが、そこがポイントになるのかなと思う。

新妻委員

今、ゼオライトの開発が進んでいますよ。

議長

ゼオライトもそうなんですが、ただ利用する人が問題だろうと思うんです。どれだけいるか。それがいないとどうしようもない。企業として成り立たなくなってしまう。

鈴木(安)委員

大変努力していると思うんです。ただ、先程いいましたように量が多いもんですからリサイクルにある程度廻しても限度があります。私もゼオライトの研究をずっとやっていますが、一般向けになるのに時間がかかりますからね。私は用途開発に大変な努力をしていますという事だけは理解していただきたいと思います。

議長

そういうところを支援していくか、推進していくならどうしていくかが問題じゃないかと思います。その他何かございますか。まだまだ問題はるかとは思いますが、しかし時間をかけて少し読んでみて、ボリューム的に非常に多くあったので、それで今日ここで全て審議尽くせる訳でないので、一般廃棄物についてはまだまだ中断したような状態で終わりましたので、事務局の方で、後日皆様に意見を書いてもらって提出してもらうことを考えているようですので、事務局の方で説明していただきたいと思います。

事務局（坂内産業廃棄物対策グループ主幹）

それでは、今回言い尽くせなかった御意見や、後日お気づきになった御意見等については、ただ今配布いたしました用紙により、本日ご欠席の委員の意見を含めて、9月15日の木曜日までに意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

只今事務局の方から言われたように今日言い切れなかった面とか、後日よく見られて、まだまだいいたい事が出てくるのではないかと思いますので、この辺を今日お配りした一般廃棄物関係と産業廃棄物関係で意見を出して頂いて、次回にやる場合に委員の皆様、あと今日欠席の委員の意見等も合わせて提出して頂いて、それを次回の議題に入れていただいて、具体的な見直し案というか課題を審議する形にしていきたいと思います。

それでは以上で本日の議事は、まだ意見は十分ではないと思いますが、これで終わらせて頂いて、事務局の方から今後の日程についてお願ひします。

事務局（坂内主幹）

今回言い尽くせなかった意見等について、意見提出の様式をお配りしましたので、10月15日迄にご提出して頂きまして、次回は部会では具体的な見直しの素案について、ご審議頂きたいと思いますので宜しくお願ひします。また現在、県では、平成12年の12月に作成いたしました、新長期総合計画うつくしま21の中期の見直しにあたる為に見直しが決まっております、その中で一般廃棄物、産業廃棄物関係について、指標を設定することとしています。この新長期計画について12月議会にかかる予定で見直し作業が進められておりますので、この見直し作業の関係で、廃棄物関係の指標につきましては9月26日に開催予定の環境審議会の中でご審議をお願ひしたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。最後に次の部会の日程ですが、作業スケジュールでは11月に予定していましたが、早めまして10月の中旬に開催し、その中で見直し素案について審議をお願ひしたいと考えています。なお、後日、日程等についてはご連絡申し上げたいと思いますので、大変お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願ひします。

議長

それでは、以上で本日の議事を終了します。審議にご協力頂きまして有難うございました。

事務局（小檜山企画主幹）

これで環境審議会第2部会を終了します。長時間ご審議ありがとうございました。